

最近の金融審議会の活動状況等

第一部会・第二部会

20年12月17日 第一部会報告書「信頼と活力ある市場の構築に向けて」公表

〃 第一・第二部会合同会合報告書「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）のあり方について」公表

21年1月14日 第二部会報告書「資金決済に関する制度整備について－イノベーションの促進と利用者保護－」公表

21年6月17日 金融商品取引法等の一部を改正する法律、資金決済に関する法律、成立（24日公布）
※ 公布の日から原則1年以内に施行

我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ

21年6月17日 報告書「上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて」公表

保険の基本問題に関するワーキング・グループ

21年6月19日 「中間論点整理」公表

協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ

21年6月29日 「中間論点整理報告書」公表

最近の金融システムをめぐる国際的な動き①

グローバルな動き

G20首脳会合

- 第1回：2008年11月14、15日 米・ワシントンDC
- 第2回：4月1、2日 英・ロンドン
- 第3回：9月24、25日 米・ピッツバーグ（予定）

基本的原則

- ・すべてのシステム上重要な機関・市場・商品への適切な規制・監督
- ・過度なリスクテイクの抑制
- ・公正性・透明性の促進等

主要な個別項目

- ・システム上重要な金融機関に対する規制・監督の強化
- ・景気循環増幅効果（プロシクリシティ）の緩和
- ・報酬体系の見直し
- ・自己資本規制の強化、流動性を含むリスク管理の改善
- ・ヘッジ・ファンドの登録・情報開示
- ・証券化商品のリスク管理、デュー・デリジェンス
- ・CDSを含む店頭デリバティブのシステムミック・リスク低減
- ・開示の強化
- ・会計基準の見直し
- ・大規模・複雑な金融機関に係る破綻処理制度の見直し

金融安定理事会（FSB）

- ・市場と制度の強靱性の強化に関する報告書（2008年4月12日）
- ・金融システムにおける景気循環増幅効果への対応（4月2日）
- ・健全な報酬慣行に関する原則（4月2日）
- ・危機管理における国際的連携に関する原則（4月2日）

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

- ・バーゼルⅡにおける証券化商品の取扱い等強化（7月13日）
- ・自己資本規制の強化に係る検討

証券監督者国際機構（IOSCO）

- ・ヘッジ・ファンドの実効的な規制・監督のための原則（6月22日）
- ・証券化商品、CDSの規制・監督に係る提言（6月15日市中協議終了）
- ・実効的な空売り規制のための提言（6月19日）

保険監督者国際機構（IAIS）

- ・グループ監督など保険監督の更なる強化に関する対応策（6月25日）

国際会計基準審議会（IASB）

- ・金融商品に関する国際会計基準の見直し等

最近の金融システムをめぐる国際的な動き②

米国における動き

財務省による包括的な金融規制改革案（6月17日）

- ・ 金融監督体制の改革
 - － 金融サービス監視協議会の設置
 - － FRBによるシステム上重要な金融機関に対する統合的な規制・監督
 - － 全米銀行監督庁の設立
 - － 全米保険局の設置
 - － 金融消費者保護庁の設立
- ・ 自己資本規制、流動性管理などの健全性規制
- ・ ヘッジ・ファンドの登録・情報開示
- ・ 証券化市場の規制・監督
 - － 証券化商品に係るエクスポージャーの5%の保有義務付け等
- ・ CDSを含む店頭デリバティブに関する包括的規制
 - － 取引情報処理機関への報告
 - － 清算機関による清算
 - － 資本規制・証拠金規制の適用等
- ・ システム上重要な金融機関に係る破綻処理制度の整備

欧州における動き

EUにおける金融規制改革の動き

- ・ 欧州システミック・リスク理事会及び欧州金融監督システムの設立承認（欧州理事会・6月19日）
- ・ 銀行の自己資本及び報酬に関する規制の強化案公表（欧州委・7月13日）
- ・ ヘッジ・ファンドの規制案（自己資本規制を含む）及び報酬に関する勧告公表（欧州委・4月29日）
- ・ 「資本要求指令」改定（欧州議会・5月6日）
 - － 証券化商品のオリジネーター等に対し、5%以上の経済的利益の保持を義務付け
 - － EUの監督を受けるCDSに係る中央清算機関の設立
- ・ 保険会社に係る「ソルベンシーII フレームワーク指令」採択（欧州議会・4月22日）

英国財務省による金融市場の改革に関する白書（7月8日）

- ・ 金融安定協議会の設置
- ・ システム上重要な金融機関における十分な資本・流動性の確保
- ・ デリバティブの標準化、中央清算機関による清算
- ・ システム上重要な金融機関に係る破綻処理計画の確保

近年の我が国の金融システムについての取組み

インフラ整備

利用者保護・利用者利便の向上

セーフティネット等

平成10年	○金融システム改革法		○金融安定化法 ○金融再生法 ○早期健全化法
12年	○金融商品販売法 ○改正投信法 ○改正SPC法	○改正保険業法等 － 保険商品の銀行等における窓口販売の解禁	○改正預金保険法 － セーフティネットの整備 ○改正保険業法・改正更生特例法 － セーフティネットの整備 － 保険会社に対する更生手続の整備
13年	○短期社債等振替法		○銀行等株式保有制限法 － 銀行の株式保有制限 － 株式買取り（～18年） ○改正銀行法・改正保険業法 － 銀行・保険会社の主要株主規制
14年	○証券市場整備関係法 － 一般債・国債の振替制度の創設		○組織再編成法
15年	○改正公認会計士法	○改正保険業法 － 保険会社の業務範囲の拡大 ○改正証券取引法 － 証券仲介業制度の導入 ○改正貸金業規制法 － 無登録業者への取締り強化	○改正保険業法 － セーフティネットの延長 ○改正保険業法 － 予定利率の引下げ制度 ○改正証券取引法 － 証券会社の主要株主規制
16年	○改正信託業法 ○決済合理化法 － 株式等の振替制度の創設	○改正証券取引法 － 銀行等による証券仲介業務の解禁 － 課徴金制度の導入 ○改正金融先物取引法 － 外国為替証拠金取引業者等に対する登録制の導入	○金融機能強化法
17年	○改正証券取引法 － 公開買付規制の適用範囲の見直し	○改正銀行法 － 銀行代理業制度の導入 ○改正保険業法 － 根拠法のない共済の契約者保護ルールを導入	○ペイオフ全面解禁 ○改正保険業法 － セーフティネットの延長
18年	○金融商品取引法	○貸金業法 － 上限金利の引下げ、総量規制の導入	
19年	○改正公認会計士法 ○電子記録債権法		
20年	○改正金融商品取引法 － プロ向け市場の創設	○改正金融商品取引法 － ファイアーウォール規制の見直し － 課徴金制度の見直し	○改正金融機能強化法 ○改正保険業法 － セーフティネットの延長
21年	○株券電子化 ○改正金融商品取引法 － 信用格付業者に対する規制の導入 － 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ	○資金決済法 ○改正金融商品取引法 － 金融ADR制度の創設	○改正銀行等株式保有制限法 － 株式買取り再開（～24年） ○改正銀行等株式保有制限法 － 買取り対象の拡大